

◎ 学校給食法の一部を改正する法律案

○ 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章～第三章 「略」

第四章 経費の支弁及び負担等（第十一条～第十四条）

第五章 雜則（第十五条）

附則

目次

第一章～第三章 「略」

第四章 雜則（第十一条～第十四条）

〔新設〕

附則

現 行

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施並びに学校給食に要する経費の支弁及び負担等に關し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施にかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に關し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

第四章 経費の支弁及び負担等

第四章 雜則

（経費の支弁及び負担）

（経費の負担）

第十一條 学校給食に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の支弁とする。

2)

国は、前項の規定により義務教育諸学校の設置者が支弁する学校給食費（学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの以外の学校給食に要する経費をいう。以下同じ。）のうち、学校給食費の額の標準となるべき額として政令で定める額を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する額を負担するものとし、当該設置者に対し、国が負担する額を交付する。

3) 特別の事情があるときは、義務教育諸学校の設置者は、学校給食費の額から前項の政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額を限度として、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（第十三条において単に「保護者」という。）に負担させることができる。

（国の補助）

第十二条 [略]

〔削る〕

第十一條 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2)

前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

〔新設〕

2) 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）

で生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

（経費の負担に関する特例）

第十三条 国立及び私立の義務教育諸学校における学校給食費は、

当分の間、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。

この場合においては、第十一条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

〔新設〕

（交付金及び補助金の返還等）

第十四条 文部科学大臣は、第十一条第二項の規定による交付金の

交付又は第十二条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。
るものとする。

（補助金の返還等）

第十三条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定

四

交付金又は補助金の交付の条件に違反したとき。

五

虚偽の方法によつて交付金又は補助金の交付を受け又は受けようとしたとき。

四

補助金の交付の条件に違反したとき。

五

虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

第五章 雜則

(政令への委任)

第十五条

〔略〕

〔新設〕

(政令への委任)

第十四条

〔略〕

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 「略」
二 義務教育諸学校の学校給食費
三～三十五 「略」

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 「略」
二 削除
三～三十五 「略」

改 正 案

現 行

（学校教育法の特例）

第十二条 [略]

2510 [略]

11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

[略]		[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
[略]	〔略〕	〔略〕	〔略〕

（学校教育法の特例）

第十二条 [略]

2510 [略]

11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

[略]		[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
[略]	〔略〕	〔略〕	〔略〕

12
13

〔略〕

第十三条 〔略〕
2・3 〔略〕

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

〔略〕	学校給食法	〔略〕	〔略〕
〔略〕	第十二条	私立の義務教育諸学校の設置者	私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）
〔略〕	〔略〕	私立の義務教育諸学校の設置者	私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）

12
13

〔略〕

第十三条 〔略〕
2・3 〔略〕

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

〔略〕	学校給食法	〔略〕	〔略〕
〔略〕	第十二条第一項	私立の義務教育諸学校の設置者	私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）
〔略〕	〔略〕	私立の義務教育諸学校の設置者	私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）
〔略〕	〔略〕	私立の義務教育諸学校の設置者	私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）